

杉並区景観計画

令和 7 年（2025 年）



1
現状把握

第 1 章	景観計画とは	1
0 1	景観計画の位置づけと役割	1
0 2	対象区域	3
0 3	計画の改定にあたって	4
第 2 章	杉並区の景観特性	5
0 1	杉並区の景観の成り立ち	5
0 2	4つの要素から見える景観特性	6
0 3	地域別から見える景観特性	12
第 3 章	現状と課題	41
0 1	景観づくりの実績	41
0 2	区民の声	43
0 3	景観づくりの課題	47

2
目標

第 4 章	将来像と基本理念	51
0 1	将来像	51
0 2	基本理念	52

3
方針

第 5 章	取組方針	53
0 1	課題解決に向けた取組方針	53

	景観法令による	
第6章	行為の規制・誘導	55
01	市街地特性別の目標と方針	56
02	景観形成基準	72
03	行為の届出	99
04	大規模建築物や公共施設に係る 事前協議と景観形成指針	100
05	屋外広告物の表示・掲出に係る事前相談	106
第7章	景観法等の制度活用	110
01	景観法に基づく制度の活用	110
02	まちづくり条例等に基づく制度の活用	120
	他部門との連携	
第8章	による景観づくり	122
01	みどりの保全・創出	123
02	まちなか整備	126
03	歴史と文化の保存・活用	129
	景観づくりの	
第9章	推進に向けて	130
01	モデル地区における景観づくり	130
02	景観づくりの普及啓発	134
03	東京都や周辺区市との連携による 景観づくり	134

資料編	137
1 みどり豊かな住宅都市における 景観づくりの参考例	138
2 杉並区における土地利用の状況	152
3 区民の皆様からのご意見	154
4 杉並区景観条例及び 杉並区景観計画等策定組織	165
5 杉並区景観計画改定までの検討経過	166
6 用語集	167

第1章

景観計画とは



01

景観計画の位置づけと役割

1 はじめに

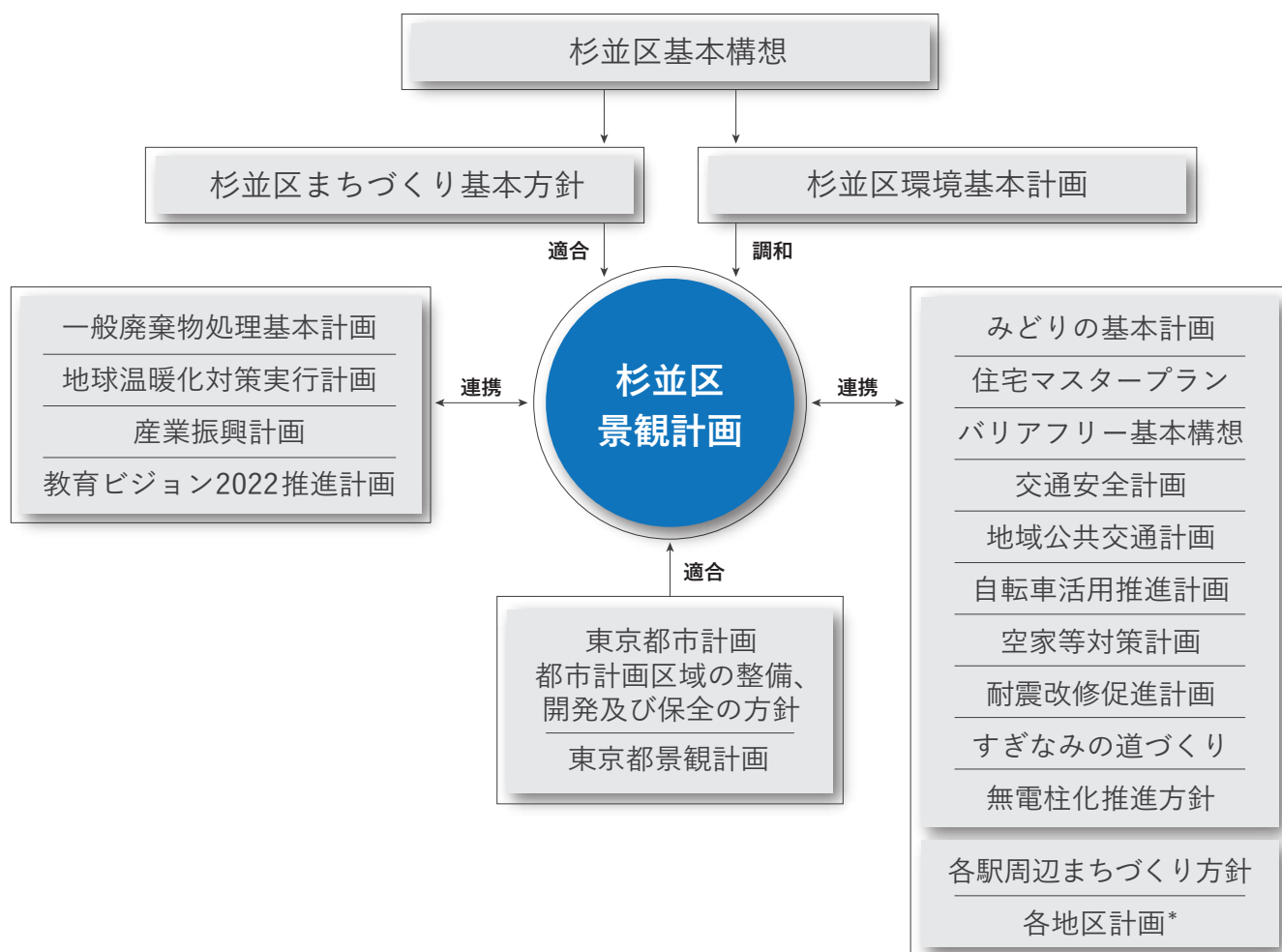
杉並区は、以前から行ってきた景観づくりの取組に加え、平成 16 年（2004 年）に制定された「景観法」に基づく仕組みや区独自の施策を積極的かつ効果的に展開するため、平成 20 年（2008 年）に「杉並区景観条例」を制定し、平成 21 年（2009 年）に東京都の同意を得て、景観法による「景観行政団体」となりました。これにより、区は、法令に基づく景観計画の策定が可能となり、平成 22 年（2010 年）に「杉並区景観計画」を策定しました。

以降、区は、この景観計画に基づき、良好な住宅都市としての景観を守り、さらにみどり豊かで美しい景観を進展させていくため、総合的かつ体系的に景観施策の展開を図っています。



2 位置づけ

「杉並区景観計画」は、景観法第8条第1項及び杉並区景観条例第8条第1項の規定に基づき定める法定計画です。



3 役割

杉並区景観計画の役割は、以下の3つを基本としています。

1	2	3
「杉並区まちづくり基本方針」に定められている「景観まちづくり方針」に即した、杉並区の総合的な景観形成の指針	景観法及び杉並区景観条例に基づいた、具体的な取組の実施方法等の規定	区、区民及び事業者が連携・協力して景観まちづくりに取り組むための指針

本文中「*」の用語は、「資料編 6 用語集」(P.167～171)に説明を記載しています。

4 景観づくりの担い手

景観は、多様な要素で構成されています。例えば、みどりのような自然環境はもちろん、落ち着いた色の建物や歴史的な建築物等も景観の要素です。それは公有のものに留まらず、その多くが、民間所有の土地や建物など、私有のもので構成されています。

そのため、良好な景観づくりとは、区をはじめとした行政と、区民及び事業者のそれぞれが担い手の一員となり、自らの役割を果たし、連携・協力して取り組んでいくものです。



02 対象区域

杉並区は、東京の背骨といえるＪＲ中央線を抱え、東京 23 区の西部に位置し、面積は 34.06 k m²です。東は中野区、渋谷区、西は三鷹市、武蔵野市、南は世田谷区、北は練馬区と接しています。

区の景観をさらに美しく魅力あるものにするため、また、身近なまちなみの景観を守り、育て、継承していくために、区全域を景観法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する「景観計画区域」とします。



1 改定の背景

杉並区では、平成 22 年（2010 年）4 月に「景観法」及び「杉並区景観条例」に基づく「杉並区景観計画」を策定し、平成 28 年（2016 年）6 月に、社会情勢の変化への対応や景観施策の充実を図るため、第 1 回改定を行いました。

令和 3 年（2021 年）10 月には「みどり豊かな住まいのみやこ」を杉並区が目指すまちの姿とする新たな基本構想を策定し、令和 5 年（2023 年）3 月には「杉並区まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）」を改定して、「景観まちづくり方針」などに加え、「ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針」を掲げました。令和 4 年（2022 年）5 月には「杉並区環境基本計画」についても、改定しました。

また、景観づくりに関心はあっても、区の実情までは知らない人の割合が非常に高い（P.46 参照）という実情も把握できたことから、区民等からの意見も伺ったうえで、右記の 3 点を目的に、第 2 回改定を行うこととしました。

1

最新の行政計画の内容を本計画に適切に反映していくこと

2

行政、区民及び事業者の 3 つの主体が、それぞれの役割を果たし、景観づくりに取り組むこと

3

景観づくりの取組の周知や意識啓発を強化し、より効果的に行うこと

2 改定方針



景観法に基づく取組に加え、景観に資する他部門の取組についても、景観の観点から整理し、本計画に位置づけることとする。



ゼロカーボンシティを目指すまちづくりの動きを適切に反映させる。



イラスト、写真を活用し、区民、事業者にとってわかりやすい構成、文章、紙面とする。